官庁報告

官庁事項

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、令和７年度における予算使用の状況（令和７年度出納整理期間を含む。）を次のとおり報告する。

令和７年度予算使用の状況（令和７年度出納整理期間を含む。）（財務省調査）

１．一般会計

(1) 概要

令和７年度第４・四半期中（出納整理期間を含む。以下同じ。）における収納済歳入額は、81,292,001,963千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、42,333,180,803千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、38,958,821,160千円である。

また、令和７年度における収納済歳入額は　145,257,922,782千円
である。これに対して同年度における支出済歳出額は　129,466,101,868千円
であって、差引き　15,791,820,913千円
の剰余を生ずる。

上記の剰余金15,791,820,913千円には、令和６年度までに発生した剰余金の使用残額　733,256千円
が含まれているので、差引き、令和７年度新規発生剰余金は　15,791,087,656千円
となる。

この新規発生剰余金から、令和８年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額　12,179,006,096千円
を控除した額　3,612,081,560千円
が繰越歳出予算財源控除後の令和７年度新規発生剰余金となる。

更に、この剰余金から地方交付税交付金等財源として純剰余金の計算上控除する額　1,003,205,447千円
を控除した額　2,608,876,112千円
が令和７年度における財政法（昭和22年法律第34号）第６条の純剰余金となる。

(2) 歳入

令和７年度第４・四半期中の収納済歳入額は、81,292,001,963千円であって、歳入予算額133,501,219,827千円に対して60.8％（前年同期57.3％）の収入割合となる。これを前年同期72,607,823,779千円に比べると8,684,178,184千円の増加となる。

これは、公債金において5,535,299,788千円、租税及印紙収入において4,547,707,367千円の増加があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区分	７年度第４・四半期	前年同期
租税及印紙収入	57,946,085,811	53,398,378,444
官業益金及官業収入	11,420,507	12,917,032
政府資産整理収入	177,221,003	192,957,798
雑収入	3,796,574,632	5,178,170,283
公債金	19,360,700,007	13,825,400,219
計	81,292,001,963	72,607,823,779

また、令和７年度における収納済歳入額は、145,257,922,782千円であって、歳入予算額（133,501,219,827千円）に対して108.8％（前年度107.4％）の収入割合となり11,756,702,955千円の増加となる。この増加額の性質別内訳は、次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区分	金額
租税及印紙収入	3,524,606,431
官業益金及官業収入	3,042,203
政府資産整理収入	73,704,839
雑収入	911,350,434
公債金	△ 3,000,000,230
前年度剰余金受入	10,243,999,276
計	11,756,702,955

(3) 歳出

令和７年度第４・四半期中の支出済歳出額は、42,333,180,803千円であって、歳出予算現額143,744,485,847千円に対して29.4％（前年同期27.3％）の支出割合となる。これを前年同期37,644,409,224千円に比べると4,688,771,578千円の増加となる。

これは、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入において1,682,806,467千円、国債費において1,463,700,836千円、自動車安全特別会計へ繰入において570,559,823千円の増加があったこと等のためである。

以下、所管別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

所管	７年度第４・四半期	前年同期
皇室費	4,376,396	4,726,022
国会	39,931,864	39,077,088
裁判所	102,339,755	96,334,007